

本村伸子衆院議員は5日、総務委員会で質問に立ち、日本郵便が人手不足を理由に第三種郵便物を含む法人・団体の集荷サービスを廃止しようとしている一方で、65歳の非正規労働者を一律で雇い止めし、生活困窮に陥っている問題を追及しました。

団体・法人への集荷サービス廃止は見直しを！ 障がい者、高齢者、患者団体などへの配慮を 本村議員

本村氏は、ある団体の方々に、日本郵便の副社長から次のような文書が届いたと切り出しました。

「郵便物の集荷見直し等についてのお知らせ(お願い)」

「今般、次の郵便物等の集荷を取りやめさせていただきたく、お願い申し上げます。」

なお、ご同意いただけない場合は2018年5月31日(木)を目途に集荷を終了させていただく予定」

報道でも、法人・団体の郵便物の集荷サービスを6月末で廃止すると報じられています。

本村氏は、集荷が廃止されることによつて、障がい者や高齢者、患者団体、車がない交通弱者が、第三種郵便などユニバーサルサービスを利用できることがあつてはならないと、野田聖子総務大臣に認識を問いました。

障がい者、高齢者は集荷を 継続

野田総務大臣は、「日本郵便からは、このような障害者及び高齢者が差し出す郵便物については、引き続き集荷を継続するというふうには聞いています。また、交通弱者については、その方の個別の事情にに応じて、例え

ば郵便物等を配達するタイミングに合わせて引き受けることをご提案するなどの対応を行うと聞いている。日本郵便においては、これらの方々に十分配慮し、利用者目線で丁寧な対応をしていただきたいと考えている」との答弁がありました。

本村氏は、紹介した団体の方に来た「お知らせ」文書には、「相談のる」とは一言も書かれておらず、「丁寧な対応とは言えない」と指摘。野田大臣に是正を求めました。

さらに、日本郵便にたいし、集荷サービスの廃止は見直し、維持を求めました。

日本郵便は非正規労働者の65歳一律雇止め政策を改めよ

次に本村氏は、日本郵便が集荷サービスの廃止の理由として人手不足をあげていることに対し、「人手を確保するためにできることがある」と、非正規労働者の65歳一律雇止めの政策を改めるように提起しました。

日本郵便の非正規労働者は、正規労働者と比べて、賃金が3分の1で、65歳できられた後、年金も少なく、生活困窮という事態になり、一律雇止めの見直しを裁判で訴えています。

東京高裁も生活困窮指摘

2017年10月5日の東京高等



裁判所の判決のなかで、日本郵便の非正規社員の年金や貯蓄が少額であり、雇い止めで生活困窮者が出ると指摘しています。

その高裁の裁判長は、65歳になつても「必要な能力を維持している者が一般的かどうか」がえる。65歳という年齢を期間更新の上限としている政策は再検討の余地がある」と異例の呼びかけを行っています。

本村氏は、この呼びかけに込めるべきだと質問しました。
日本郵政(※)の谷垣邦夫常務は「一般論として、65歳以上の働き方については、今後必要があれば検討を行うべきと考えている」と答弁しましたが、現時点での制度変更は行わないと答弁しました。

(※)日本郵便の株は、100%日本郵政が持っています。日本郵政の株は80%以上、日本政府・国が持っています。

本村氏は、「給与・福利厚生・退職金その他の条件を前提に正社員には定年制がある。そういう条件を一緒にするならば非正規の定年もわからなくはない。でも差別はそのまま納得できない」という非正規社員の悲痛な声を紹介。正社員の3分の1の賃金で働いてきた非正規労働者が65歳で雇い止めされ、低年金のなかで困窮しており、「非正規労働者の期間更新の上限を機械的に65歳とする不当な政策はやめるべきだ」と求めました。

6月18日(月)はブロックいっせいで宣伝です